

をする。そういうことになりますと、せっかく高い開発費をかけて企業の方がそういったゲームソフトをつくる必要があるわけでございますけれども、そういう方々の権利を侵害してしまうことがあります。

なぜそれが入っていないのかということでおどります。そのコピーブロテクションの解除装置をどうとらえるかということ、実はさまざま問題があるわけでございます。

この規制の仕方によりましては、何といいますか、コンピューター産業全体の進歩をとめてしまふおそれもあるわけでございます。新しいコンピューターのハードが開発されるに当たって、こういった一時的に蓄積をしたりコピーしたりすることができる装置もあり得るわけでございまして、全面的な規制をかけますと、今せつかり日本でコンピューターの機器の発達が進んでおるところを、それをとめてしまうおそれもあるというところございます。

それからもう一つは、解除装置をつくっている人がどういう点で悪いのかということでございました。例えばコピー機、普通のいわゆるリコピーのようなコピー機でございますが、これでございまして、例えば本をその人が勝手に普通のコピー機を買って違法コピーをとろうとすれば、とる人は本人でございますから、コピー機をつくっている会社は何も責任はないわけでございます。解除装置をつくった人をあるいは処罰するということになりますと、それは言つてみれば、ビデオの機器をつくった会社が処罰されることと同じになりますが、今回、著作権審得の面がございまして、この点については規制の方等を十分考えていかなければいけないということで、私どもとしては、先生の御質問の三番目にあつたわけでござりますが、今度はこのマルチメディア小委員会の中にワーキンググループを設けまして、具体的な方について今検討を始めたところでございます。

○馳浩君 この点は私も個人的に早く規制をしてほしいなという問題があります。実は私のキヤ

ラクターを使ったゲームソフトが出ておりまして、私は一年間別に寝ておつても一昨年で二百五円入つたんです。去年で二十七万円入つたんです。

す。

もちろん、それは私のプロレスラーとしてのキャラクターをゲームソフトの中のキャラクターとして使って、ゲームソフトとして売り出されることは、當時はキャラクターシステム等でございました。その中から私が著作権料というふうな形でただいたわけでは、別に私個人の権利を守るという意味だけではなくて、そういう意味でソフト開発をしたくさんの方々の権利も侵されるわけでありますから、ワーキンググループの中でいろいろと御議論規制をしていただけるようお願いいたしたいと思います。

次の質問に移ります。

日本は世界に先駆けて、昭和六十一年、有線送信権を設けてインターネット通信時代に対応する処置をとりました。そこでお聞きしたいのです

が、この段階でなぜ今回法改正事項となつている送信可能化権を規定しなかつたのでしょうか。当然念頭にあつたはずであり、多少疑問が残りますので質問させていただきます。

○政府委員(小野元之君) お話をございました昭和六十一年に我が国では有線送信権を設けたわけです。この点におきましては現状のようないわゆるインターネットの発達というのはそんなになかつたわけでございまして、むしろデータベースのオンラインサービスあるいはキャラクターシステムなどによります当時の有線系のニューメディアの発達に適切に対応しようということで、六十一年当時そういうことを考えたわけでございました。

○馳浩君 その点は私も個人的に早く規制をしてほしいなという問題があります。実は私のキャラクターと契約しておればだれでも端末からその情報

をとれるというような状態では当時なかつたわけだと思います。

したがつて、今日の状態は当時と比べますと、

だれが、いつ、どこに送信をしているのかということが、当時はキャラクターシステム等でございまして、それが何万本か売れたわけです。その中から

かかる相手方もある程度限定されておりましてわざついたわけでござりますけれども、現在は非

常にたくさんの方が加入していることもございまして、どこからどういう送信が行われたかといふことがなかなか特定できないわけでございます。

そういう意味で、現時点におきましては、サーバーにアップロードする時点で権利をきちんと設定するということが必要だうというふうに私どもは考えているところでございます。

○馳浩君 通信技術、情報技術の技術進歩というのは日進月歩といった形でありますので、後追いにならないような法改正がこれからも進められるべきだと思っております。

統きました。今回の法改正では、著作者にはいわゆる送信可能化権を含めた公衆送信権が認められるのに、実演家・レコード製作者には送信可能化権のみで送信行為自体の権利は認められません

でした。この点については、検討されましたが最終段階で送信可能化権の付与のみにとどまつたと

聞いております。どういう問題点があつてこういう結論になったのでしょうか。そして、W I P O の外交会議におきまして日本はどういうスタンスだったのでしょうか。この二点をお教えください。

○國務大臣(小杉隆君) その前に、今、馳委員から専門的な質問が出始めたので、私自身も勉強のつもりで、異例ですけれども、パネルを用意しましたので、今回の改正の基本だけちょっと簡単に御説明させていただいて、それから次長から専門的につづけて、

ますけれども、今回のようなインターネットで行われておりますような、ホームページにだれでもがアップロードすることができて、そしてプロバイダーと契約しておればだれでも端末からその情報

で二つございます。著作権課長に図示させます。

まず第一点目は、インターネットなどを用いてインターネットタイプ送信を行いう場合に、実演家・レコード製作者に送信可能化権を創設するとともに、著作者につきましても公衆送信の中に送信可

能化の部分を含めるということでございます。こちらが著作権でこちらが隣接権。

それから一段目でございますが、現在サーバーから端末への送信については著者の権利が及んでいます。提供者からサーバーへの情報の入力、例えば先ほど馳委員が言われたホームページに載せる入力、いわゆる送信可能化については、複製されない限り著作者も実演家・レコード製作

者も権利が及んでいないわけでございます。

そこで、図の二段目ですが、現在は著作者に放送・有線送信権が与えられているだけでございま

す。そこで三段目を見ていただきたいんですが、このため今回の改正では著作者及び実演家・レコード製作者の権利を拡大して、図の三段目の左のように送信可能化、サーバーへの情報の入力、インターネットへの登載というようなことについても権利を及ぼすこととしたという点が第一点でござります。

それから第二点は、同一構内でのコンピュータープログラムの利用に係る著作者の権利を拡大することです。

現在は、A社本社内、同一構内での送信行為には権利が及んでいないため、本来であれば各端末の数だけコンピュータープログラムが購入される

はずであるのに、コンピュータープログラムを一つだけ購入して端末のRAMに一時的に蓄積して

みんなで使用するという事態が生じております。従来はこの外の部分にだけやつていたのを、今度は同じ構内のものにも及ぼすと、こういう

があるわけでございまして、例えば音楽につきましてはいわゆるJASRAC、日本音楽著作権協会というものがあつてそこが集中管理をしておるわけでござりますけれども、小説につきましては日本脚本家連盟、日本シナリオ作家協会といつたようなところが集中管理をしておるわけでござります。しかし、今後ますます需要の大きくなつてくると思われます美術の分野あるいは写真あるいは映像の分野等々につきましてはこういつたものがまだ未整備でございます。

いすれにいたしましても、著作権が有効に活用されるためには、こういつた各権利団体による管理体制をきちんとしていくことが不可欠だと思っておるわけでございます。そういう意味で、権利の集中管理体制が整備されるように引き続き関係の団体と協力しながら指導をしてまいりたいというふうに考えていくところでございます。

それから最後に、三点目の著作権意識の普及の問題でございます。この著作権意識の普及につきましては、私どもは中学生向けのパンフレットを作成しておるわけでございまして、物といたしましてはこういつた「大事にしようあなたの創意」ということで、若干教訓めいた中身が多いじゃなかといふうに言われておりますけれども、漫画を利用いたしまして、できるだけ多くの方にわかつていただこう、特に中学生に、身近な話題を盛り込んで、他人の創作したものを大事にしていこうねといつたような著作権思想の普及を図ろうと思つておるわけでござります。

こういつたものもございまして、それからコンピューターソフトウエア等につきましても、文化庁におきましては「管理の手引」、例えば大学編、企業編、学校編、それぞれつくりまして、コンピューターソフトウエアの著作権を守つていただきるような啓発普及を行つておるところでござります。

○馳浩君 啓発という観点から言えば、最近は

我々大人よりも中学生、高校生の方がこういつたものを見ることができます。自分のホームページを活用したりしておりますが、著作権意識といったものがないと勝手に人のものを盗んで歩くわけですね。これはある意味ではまさしく盗作ということになるわけでありますから、こなつの権利というものを十分に守るような、文部省はそういうパンフレットを作成されて配付するのは非常に得意なんですか? どちらも、実際に現場で活用されなければ意味がないわけでありまして、この点をカリキュラムの編成のときにうまく活用します。

○コメントがあればぜひお願いいたしたいと思います。

○政府委員(小野元之君) こういつたパンフレットをつくつておるわけでござりますけれども、現在校で著作権について、コンピューターソフトの違法コピーの問題等につきまして、例えば技術・家庭科の授業等において取り上げられておりますし、それから教科書においてもそういった著作権の意識を普及していくようなことが取り上げられておるわけでございます。

○政府委員(草原克豪君) 御指摘のように、インターネット等でわいせつ画像のようなものが出ておりまして、これに対するアクセスについても、やはり子供たちにとって有害な影響を与えるものではないかと私ども大変憂慮をしているところでございます。

○馳浩君 最後の質問をさせていただきます。ホームペーパーに私なども自分の馳浩という名前で情報を載せておるわけですが、匿名で有害情報、これは最近問題になつておりますけれども、大変子供たちに対する悪影響を及ぼすのではないか。

○馳浩君 というのは、このインターネットということで

考えますと、オンライン・ディマンド、見たいときにつでも見ることができます。そのためには、やはり、この辺の規制というものは、これはやはり児童生徒への影響ということを考えましたときに文部省としても考えなきやいけないんじやないかな。ちょっと資料を私も見ましたら、郵政省の方は法的規制は当面見送りといったようなことを言つておつて、いわば自主規制をしなきやいかぬなということだそうであります。その後にお聞きいたしましたけれども、文部省としてはこの点どうお考えになつておるのでしょうか。

○政府委員(草原克豪君) 御指摘のように、インターネット等でわいせつ画像のようなものが出ておりまして、これに対するアクセスについても、やはり子供たち自身が自分で判断をしそういう自覚を持つということが大事でありますけれども、やはりそれを支える学校や家庭における指導、それから有害環境浄化についての関係者の理解ということが不可欠であります。文部省としては、学校においては、特にインターネットの教育利用については、特にインターネットの教育利用においては効果的な活用法を実践的に研究する事業を実施しておりますが、その中で、御指摘ありましたようなネットワーク上の好ましくない情報の問題というのも扱うことにしております。

それから、御指摘ありましたように、関係省庁やあるいは関係業者においてもこういう不適切な情報へのアクセスを防ぐためのいわゆるフィルタリングという技術開発に取り組んでおりますし、また、インターネットの接続業者との間においては自主規制のためのガイドラインの制定にも取り組んでおられるというふうに聞いております。

○政府委員(辻村哲夫君) 著作権保護の問題は、文化や産業の発展に伴いましてますます重要な課題であるというふうに思ひます。

そこで、やはり学校教育においても、その発達段階に応じて著作権についての基本的な考え方というものをきちっと教えるということは大変重要だと思つております。先ほどの説明にもあつたわけでござりますけれども、中学校から取り上げられるようになつております。具体的には、中学校では技術・家庭科という教科、高等学校では公民という授業がございますが、そういうたとえば大人よりも中学生、高校生の方がこういつたものを見ることができます。自分のホームページを活用したりしておりますが、著作権意識といつたものはないと勝手に人のものを盗んで歩くわけですね。これはある意味ではまさしく盗作ということになるわけでありますから、この取り組みを支援してまいりたいと考

えます。ありがとうございます。

○馳浩君 今申されましたように、フィルタリングという接続遮断ソフトも開発されているようでありますし、余りにも上げつないと申しますが、そういつたものはやっぱり刑法にも照らし合わせて規制されなきやいけませんので、その点、各省庁の連携をもつとして、自主規制だけにゆだねるのではなくて、そういう意味での取り締まりといったものを考えていただきたいと思います。

以上をもつて私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○林久美子君 平成会の林久美子でございます。ほとんど議員と同じような質問をきょう用意してきました。けれども、なかなかこの著作権の問題は難しい。そしてまた深いものがあります。著作権という言葉についてはもう一般化しておりますけれども、内容については余りよく知られていない部面もあると思います。

○林久美子君 平成会の林久美子でございます。これまでけれども、内容については余りよく知られています。ありがとうございます。

○音楽議員連盟でも指摘しておりますけれども、この著作権について、先ほど議員の質問にもありましたが、きちんと学校教育の現場で教育問題は難しい。そしてまた深いものがあります。著作権という言葉についてはもう一般的化しておりますけれども、内容については余りよく知られていない部面もあると思います。

○音楽議員連盟でも指摘しておりますけれども、この著作権について、先ほど議員の質問にもありますけれども、なかなかこの著作権の問題は難しい。そしてまた深いものがあります。著作権という言葉についてはもう一般的化しておりますけれども、内容については余りよく知られていない部面もあると思います。

○音楽議員連盟でも指摘しておりますけれども、この著作権について、先ほど議員の質問にもありますけれども、きちんと学校教育の現場で教育問題は難しい。そしてまた深いものがあります。著作権という言葉についてはもう一般的化しておりますけれども、内容については余りよく知られていない部面もあると思います。

○音楽議員連盟でも指摘しておりますけれども、この著作権について、先ほど議員の質問にもありますけれども、きちんと学校教育の現場で教育問題は難しい。そしてまた深いものがあります。著作権という言葉についてはもう一般的化しておりますけれども、内容については余りよく知られていない部面もあると思います。

全部を御紹介することはできませんが、基本的な著作権は小説や音楽、絵画など人が知恵を出して創出、創作したものに生まれる権利である、あるいは他人の著作権は尊重されなければならないということ、それから書物やCDなどを無断でコピーして不当な利益を得るということは著作権の侵害となつて許されないことというように、目に見えるものではないわけですから、それにまさるととも劣らない重要な価値を持つたものである、それを無断で盗用するということは有体物をとると同じように許されることなんだ、そういうような著作権に対します基本的な考え方といふものを持ちつと教えるというふうにいたしております。

高等学校になりますと、さらに発達段階が進みますので、コンピューターソフトというような、情報化の進展の中でもこうした問題がますます重い問題になつてること等を加えて教えるようになりますから、教科書でも扱われておりますけれども、現在の学校での指導の状況と申しますと今のような状況かと思われます。これは非常に専門性の高い部分になりますが、そのためのこういう資料を学校に提供してくださっている。これらも生かしながら今のようなことについての授業が展開されている、これが現状でございます。

○林久美子君 そのように本当に大事な部分だと思いますんですね、人間形成の上においても。著作権のこういう深いところからやっぱり人間のモラルとかそういうものがきちっと形成されていくと思いますので、特に私は小・中・高、この辺が本当にしっかりと教育で取り上げていただきたいと思つております。

実演家で懸案事項になっているのは、映画等の実演家、監督やメンバースタッフの権利が著作権法

の九十二条の第二項及び九十二条の二項の口に除外されていると載っております。具体的に言いまして、映画をテレビに放映したりビデオに変換したり、そうした二次使用に対しても実演家には著作権を主張したり報酬を要求する権利は認められないと書いてあります。音楽関係ではこの権利は認められているのなぜという思いがあるんです。最近、特に日本俳優連合理事長であられる森繁久彌さんがこの権利の確立のために毎日奔走されております。

また、権利主張の裏には、映画を放送局に売つた映画会社、また映画を放映した放送局、さらには映画をビデオにした販売会社やレンタル会社が利潤を上げているんですね。それにもかかわらず実演者は一銭も著作権料の要求ができない。これはどう見てもおかしいんですけども、その点どちらがございましたが、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(小杉隆君) 今の御指摘のように、現行の著作権法では著作者に著作物等を勝手に改変

されないことなどを内容とする人格権が与えられ

ておりますが、実演家についてはこれが認められ

ております。しかし、近年の情報技術の発達に

よつて実演の変利用が今御指摘のように容易に

行い得るようになつたために、実演家についても

著作者と同じような人格権を与えるべきであると

いう議論が関係者の間で高まつてきてているのは事実でございます。

国際的には、昨年十二月のW I P Oで採択され

ましたW I P O実演・レコード条約において実演

家の人格権が初めて認められましたが、これは音

楽の演奏などの音の実演に限られておりまして、

映像の分野の実演については今後の検討課題とい

うことと、新たな条約が検討される予定になつて

います。

○林久美子君 本当によろしくお願ひいたしま

すと、映画をテレビに放映したりビデオに変換し

たり、そうした二次使用に対しても実演家には著

作権を主張したり報酬を要求する権利は認められ

ないと書いてあります。

○政府委員(小野元之君) ちょっと大臣の御答弁

について今後とも鋭意検討を進めてまいりたいと

思つております。

森繁久彌さんたちの御陳情がございます

二次利用の問題でございます。

実はこれに關しましては、先生御指摘ございま

したように、著作権法の九十二条あるいは九十二

条というものがございまして、最初に映画に収録

されるときだけ権利が働く、実演家の権利につき

ましては、そういうことで、その後ビデオある

いは放送に利用されるといったような二次利用に

つきましては権利を有していないわけでございま

す。

私どもとしては、最初の契約の段階、映画に出

演するときの契約の段階で、その後の二次利用、

ビデオに使つたときであるとか放送をした場合で

あるとか、そういったものも含めて契約して出演

料をいただくということがもしなされております

れば、それは二次利用されても、それから放送

されればその都度収入が入つてくるということ

で、実演家の御要望に沿えると思うのでございま

す。

そういう形で契約を進めることができ望ましいと私

ども思つておるわけでござりますけれども、こ

れは映画会社と実演家の方々との契約になるわけ

でござります。御承知のように、映画会社の方

は、映画が非常に斜陽産業であるといいますか、

観覧者が減つてきておる、大変財政的にも厳しい

ということございまして、当初の段階では、一

回目の映画に出て、その後のものについてはもう

権利を主張してほしくないという気持ちを映画会

社の方が持つておられることが事実なのでござい

ます。

これに対しても、先生お話しございましたよう

に、見直すべきではないかということでございま

すが、これは大臣から御答弁もございましたよう

に、W I P Oの実演・レコード条約におきまして

が行われております。文部省としては、国際的

な動向を踏まえながら、実演家の人格権のあり方

について今後とも鋭意検討を進めてまいりたいと

思つております。

○政府委員(小野元之君) ちょっと大臣の御答弁

に補足させていただきたいと思います。

森繁久彌さんたちの御陳情がございます

文化庁ではこの問題についてどのように検討し

ていらっしゃるのか、また、先ほどの除外規定は

早急に削除すべきではないかと私は思うんですけども、こうした点をお聞きしたいと思っておりま

す。

きましては、先ほどお話しございましたインターネットによる音楽配信の問題につきましては、使用料をどういうふうに定めるかということの規定を設定しようということで、利用者団体との協議を行なってきました。インターネットによる音楽配信は今まで全くなかった新しい音楽の利用の形態でございます。そういうことでもございまして、JASRAC、それから利用者団体、それぞれの主張にお大きなかいります。

文化庁としては、インカラート上での音楽の利用、こういったものを初め新たな利用形態がどんどん出てくるわけでございますけれども、こういったものにつきましても、利用実態を正確に分析した上で、利用者の利便性といったのも十分配慮しなければいけませんし、一方では著作権者の利益が適正に確保されなければいけない

い、その両方の要請があるわけでござります。それらの要請を満たす使用料を適切に設定することが必要だというふうに思つております。こういった協議が速やかに進展いたしますよう引き続きJASRAC、利用者団体に対し合意に向けての一層の指導的努力を進めてまいりたいとうふうに考へてゐるところでございます。

○林久美子君 それでは、今度それが海外においては、インターネット経由で音楽配信を行う場合、その著作権料の基準を決めている国はどういう国があるのか、またその著作権料の基準のあり方に特徴みたいなものがあつたら御説明ください。

○政府委員(小野元之君)　この問題は、インターネットによる音楽配信がまだ始まつたばかりということで、実は海外におきましてもまだまだ確定した考え方方というのは今のところ生まれていないのでございます。暫定的あるいは実験的な許諾としていうのは一部の国では行われておるというふうに私ども承知しております。

その例でございますが、例えばアメリカでございます。これは演奏権の管理団体でございますが、MIDIというのであるわけでございますけれども、配信方法に応じまして総収入の例えは二・一%あるいは二・五%、こういう総収入に対して何%という形で金額を決める。それからもう一つの演奏権の管理団体でございますASCAP、アスカップと言ふんでしようか、ASCAPの場合は情報料収入の一・二%といったような形で使用料体系を決めておる。暫定的なものだと聞いておりますけれども、決めておるようございます。

こういうものがインターネットのホームページ番組の責任者からそういうふた音楽を配信したという場合に使用料を徴収しておるところでございます。このアメリカの場合は、これは演奏権だけの問題でございますけれども、もう一方の複製権の許諾につきましては、各音楽出版社が個別に行っているというふうに聞いているところでございます。

イギリスの例でございますけれども、これも同じような考え方なんでございますが、演奏権の管理団体でございますPRSというのがあるわけでございますが、これにつきましても情報料収入から一定の経費を差し引いた額の一〇%、それから複製権の管理団体でございますMCPsの場合には情報料収入の一〇%、いずれも最低額は一曲当たり幾らというような決め方をしているようですが、ざいますけれども、こういったものをインターネットのホームページ番組の責任者から徴収する、それで事業者はこれらの団体と契約しておるということが私どもの情報としては得ているところでございます。

また、いすれにいたしましても、こういったインターネット配信というのが始まつたばかりでございまして、確定的なといいますか、きちっととした基本的な考え方が固まつておるとは言いがたいのでござりますけれども、そういった事例を今のところ私どもは把握しておるところでございます。

○林久美子君 どうもありがとうございました。
ちょっと細かいことなんですねけれども、ほかの
サーバーへリンクを張ること自体、著作権の権利
を主張できないと言われておりますね。これは事
実なのでしょうか。これがもし事実であれば、
ユーチャーがAのサーバーにアクセスしたが、この
Aには求める情報がなく、リンクしているBの
サーバーの情報があたかもAのサーバーの情報の
ごとくユーチャーに送信されます。この場合、
AとBの間においては著作権が発動しないことに
なりますね。AとBの間は、同一国内もあれば海
外同士の場合も考えられます。こうなった場合、
著作権上どういう規定になるのでしょうか。
○政府委員(小野元之君) インターネットの世界
におきまして、リンクを張るということが先生御
指摘のようにあるわけでございます。例えば今W
WW、ワールド・ワイド・ウェブにございまし
て、あるホームページを開きますと、似たような
情報がほかにもありますよということで、その
マークか何かがございまして、矢印か何かがあつ
たりして、そこをクリックいたしますと別のBと
いうホームページに移るわけでございます。そ
ういう意味で、リンクという行為は、あるサーバー
からいろんなホームページに飛んでいくことができるわけでございます。

お話しございましたように、リンクを張る行為
というのが一つあるわけでございますけれども、
これはAという会社もサーバーで情報をオープン
にしているわけでございます。それから、飛んで
いく先のBも既にほかのサーバーのところでオー
プンにしておるわけでございまして、このAから
Bに飛ぶだけのことについては特段の著作権上の
権利は生じないのでございます。

それぞれのリンク先のサーバーにおきまして、
今回の改正にござりますような自動公衆送信し得
る状態にあるわけでございます。それはですか
ら、AからBに飛んでいくことについても、Bの
方も既にサーバーにアップロードされている情報
でござりますし、Aの方もアップロードされてい

する情報でござります。逆に、BからAに飛ぶことでもちろんできるわけでござります。これはたまたまホームページの表示をするためのデータの中には他のホームページの情報も入れておくということにすぎないわけでございまして、この段階で例えば複製権が働くとか、そういう形での著作権法上の利用行為には該当しないのでござります。

したがいまして、リンクを張る行為自体は現行の著作権法上も、この改正をもしお認めただいた新しい著作権法の上におきましても自由に行われるものでございまして、リンク先のホームページについてお伺いしたいと思います。

今、分野別に分かれておりますね、先ほども御説明がありましたけれども、その分野別の管理体制にしても不十分で不明確な点が指摘されております。仮称の著作権権利情報集中機構を整備する前に、まずこの分野別の権利集中管理体制を完備することが先決であると思うんです。そのためには、この著作権に関する仲介業務法、そのあり方の見直しが必要とも言われておりますし、文化庁はこの見解をどうしたいと思っていらっしゃいますまでしようか。

○政府委員(小野元之君) お話しございましたように、著作権の権利の集中管理ということにつきましては、現在の時点では分野ごとに行われておるわけでございます。しかも、その分野の中でも、先ほど来御答弁申し上げておりますように範囲が限定されておるわけでござります。お話しございました著作権の仲介業務法でござりますけれども、現在この仲介業務法の適用範囲は、音楽それから小説、脚本、こういったものに限られておりまして、これらの法律に基づきまして、JASRACを初め、先ほど申し上げました四つの団体

が文化庁長官の許可を得て業務を行つておるところでございます。

この著作権二関スル仲介業務ニ関スル法律でござりますけれども、この法律は昭和十四年に制定をされて以来、基本的に大きな内容の改正というものは行われていません。近年のデジタル化あるいはネットワーク化、こういった著

質問をきくよりは省略いたします。

世界に先駆けて取り組むということこれまで来たんだな、こういうことで感慨がひとしおでござります。そういう意味で我が国が文化国家として世界の中でここまで来ている、これを何とか大切にして、今後とも十分に文化庁、文部省、ひとつ格段の御努力をいただくように要請いたしまして、

ません、難しい。
そこで、文部大臣にこのマルチメディア時代における著作権について基本的にどういう今お考えを持っておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(小野元之君) 御指摘のございました複製を防止する装置を解除する装置、いわゆるコピー・プロテクションの解除装置の問題でござります。

この点につきましては、実は私ども事務的には今回の法改正に間に合わすべく努力を一定段階ま

用が非常に多様化をしておる、さらに大量に使われるということになつてきておるわけでございまして、この法律につきましても、適用範囲であるとか内容等につきまして、今の実態に即していけるのかどうかといった点は十分検討していくかなければいけないと私どもも思つておるところでござります。

○本岡昭次君 著作権法の一部改正ということになりました。
ありがとうございます。

しかし、この著作権法の今回の一部改正がマル
チメディア時代に向けての高度情報化時代に備え
たものであるということで、その内容については
非常に難しく、我々旧時代の人間には理解できな

ます。また国際的にもいろいろと動きがあります。そうした中でこの著作権問題をどう考えるか。私は、やっぱり著作者のそうした権利を守るという基本理念においては、どんなに状況が変わってもこれは不変のものであるというふうに考えておりまして、基本理念そのものは、私は從来と同じ発想で堅持していくべきものと考えております。

意見の調整が完全にできなかつたということもござりますし、さらに検討すればするほどいろんな問題点があるということが実は出てまいりました。そんなこともございまして今回の法改正にはお願いしていないのでございます。

ただ、先ほど来御答弁申し上げておりますように、このコピー・プロテクション解除装置への対処

文化庁におきましては、著作権審議会の中に権利の集中管理小委員会というのを設けて御検討いただいておるところでございまして、私どもいたしましては、この委員会での審議の状況を踏まえながら、必要な時点が参りますれば適切に対処してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

いものがあつて本当に困りました。しかし、そもそも言つておれませんので幾つか質問を考えました。

まず、マルチメディアというのはデジタル技術を基盤にすることと、私たちもデジタルというものが最近やつとわかりかけたようなことであります。とにかくコンピューターが一秒間に何千万ビット、何億ビットもの情報を誤りなく複数する能力を備えているわけで、しかもこの速度は今後さらに向上することは疑いのないわけであります。ところは、まだパソコンが主流になら

○本岡昭次君 それで、私たちの言葉でわかりやすく言えば、他人のつくれたものを複製し、それを使用し利用するというときに、そのつくれた人にはちゃんと権利金を払いなさいよということだろうと思うんですね。今文部大臣がおっしゃったように、どんなマルチメディア時代になつてもその基本的な考え方は変わりませんよということだとと思うんです。

そこで、現在の著作権法でこの禁止規定がなく事実上野放し状態になつていて、ソフトウエアの著作権を保護するため、更なるニーズと社会に

の仕方につきまして、この五月十六日に著作権審議会のマルチメディア小委員会の中にワーキンググループを設けまして、この中に例えば法務省の方々あるいは民事法の関係の方々であるとか、それから企業の方々であるとか多くの学識経験者の方々の御協力を得まして新たな検討を開始したところでございます。

今回なぜ間に合わなかつたかということでござりますが、これは先ほど来申し上げておりますように、コピーガードキヤンセラーというような形で売つておる方たちにございまナレバ、そん

○山本正和君 もうお二人の質問ではとんど問題点が整理されてしましました。昭和四十五年にこの問題が提起されたときの当時の課長が、文化庁に重要な一つの大きなものでござりますので、どうぞこれからもよろしくお願ひいたします。
以上です。ありがとうございました。

私たちは小さなハンニンでその恩恵にあります。今後こういうものがどんどんと発展をして、文字どおりマルチメディア時代になつたときの今我々が議論している著作権制度というものは、これは大変なものになるだろうというふうに想像されます。

複製防止装置を解除する。要するにこれを勝手に複製したらいかぬということで複製できないようになっているその装置を解除する装置の製造・販売というふうなものが行われているというふうに聞くんですが、しかし、それがあつてもそれを禁止するということをまたやろうともしていいないと

て売られておるわけでござりますけれども、それを使いますと、自分でコピーして本体そのものを売つてしまふ、あるいは友達に売つてしまふ、さまざまの形でまさに著作権の侵害が行われておるわけでござります。このゲームソフト等の関係の業界団体からぜひ何とか取り締まつてほしいとい

長官もやり、文部事務次官もやられた佐野文一郎さんなんですが、私は若いときから親しくしておられまして、大変この苦労話を聞きました。当時、我が国はこれを初めて整備するということで、一體著作権で何だというところから始まって、大変な議論があつたようでござります。

それで、従来の著作権法、今、山本さんの方からありましたけれども、と違った新しいマルチメディア時代における著作権制度の基本理念というふうなものをしっかりと踏まえて、ある一定期間通用するものを持つていなければならんじやないかと。その都度その都度出てきたことに対して対応していくのでは大変だらうと思うのであります。しかし、私にはどうしたらいいかよくわかり

いうこと、我々が自動車に乗るときにネズミ取りにからぬよう。ビーツというやつをやって走るんですね。そういうふうなことをやついていても、それを今度はとめる規定がないとすれば、この複製の問題、使用料に関して一体どういうことになるのか、こここの点はいかがですか。なぜ今回の法改正でそのところを、そういうことをやってはいけませんよというのを法の規定上に明確化でき

う強い声があるのでござります。
実は、総論として各方面の方々もそれぞれこう
いったことを許してはいけないということでは一
致をしておるわけでございますけれども、このコ
ピーラードをキャンセルするのを電子的にキャン
セルするわけでござりますので、それは例えばコ
ンピューターの機器の発達によつては、すばらし
い性能のものができれば、一時的にそういうキヤ

卷之二

二

○政府委員(小野元之君) 御指摘のございました複製を防止する装置を解除する装置、いわゆるコ

ンセラーの技術もあるけれども、そういうコピーカードを解除するために使うのではなくてほかの目的に使う機器がたくさんあるわけございまして、その辺を一括して全部規制をかけてしまいますと、まさにコンピューターの機器の発展を阻害してしまうという面があるのです。

それからもう一点は、先ほどから申し上げておられますように、このコピー・プロテクションの解除装置をつくつて売る人がじや刑法でどういう罪になるのかということなのでございますが、実は犯罪行為を行なうのはそれを買って違法にコピーをして人に売つたりする人が犯罪行為をするのがございまして、だから家庭の中だけで自分だけが使用しているということであればなかなか今の著作権法でも取り締まりができるわけございません。先ほどから申し上げておりますように、例えればビデオの機器も、悪意にとればその機器があるから違法な複製が行われるわけでございます。

だからといって、じゃ松下電器が悪いかというとそんなことは全くないわけでございまして、その機械を使って違法にコピーをする人が悪いわけでございます。

違法にこのコピー・プロテクション解除装置を使つた人にはどう対処するかというのは、実は非常に難しい問題がございまして、法務省の御意見、通産省の御意見、郵政省の御意見、あるいは関係団体の方々の御意見等を十分聞きながら行いませんと、本来の目的である規制が違うところを規制してしまうというおそれもあるのですから、この点に関しては今回は法案にお願いすることは見送りまして、さらに検討を続けていこうというふうに考えておるところでございます。

○本岡昭次君 大変難しい問題があることはよくわかりました。しかし、放置することもできないと思いますから、引き続き善処のよい方法があるよう検討してください。

それから最後に、電子図書館プロジェクトといふものがあつて、国立国会図書館ですか、そこでいろいろ研究がなされているようで、本を借りな

くとも、コンピューターによってパソコンのことろに文字が出てきてそれが読める。あるいはまた、我々の会議録もそういうふうな形で国会議員だけには読めるようにするとか、何か非常に高度な電子図書館というものが研究されているようですが、これも、そういうものができれば著作権というものがまだそこに介在をしてくるということになりますが、その問題は別にして、電子図書館という問題、現在どの辺まで進んでいるのかと

いうことを最後にお聞きしたいと思います。

○政府委員(林田英樹君) 私どもの関係しております国公私立大学におきます図書館の電子化の状況でございますけれども、一般的に電子化と言つてもいろんな要素があろうかと思ひますけれども、簡単なところから申しますと、CD-ROMなどの電子資料を備える、そういうための経費を措置するということが一つございますし、それからいろいろ大学でできました研究雑誌等、それから購入しました図書も含めまして電子入力して、おっしゃいましたようにコンピューターを通じてそれを見ることができるというような形のことがいろいろ進んでおるわけでございます。

平成八年度に学術審議会からの建議もいただきまして、これらを踏まえて文部省としての必要な措置も今進めておるというような状況でございまます。

○阿部幸代君 映画ファンの一人として、総合的な芸術文化である映画を愛好し、日本映画の振興を願う立場から何点か質問したいと思います。

まず、W I P O の外交会議における日本政府の対応についてです。

W I P O 外交会議では、視聴覚的実演に関する実演家の権利は残念ながら生の実演の場合を除いて認められず、今後の課題となりました。第二週の公式会議で各國のステートメントが行われたそ

うですが、日本政府はどのように対応したのか説明していただきたいと思います。

○政府委員(小野元之君) 昨年末のW I P O の新規約を制定するための会議でござりますけれども、御指摘のように映像、映画の実演等につきましては権利保護は先送りになつたわけでございます。この外交会議でござりますけれども、私どもも関係官を派遣いたしまして、私どもなりに努力をしたのでございます。

この点に関しては関係各国でそれぞれ大変強い反対意見等もございました。

一九九八年中に新た

な条約を作成するということを決議いたしておりまして、国際的にも今後引き続き検討をすべき課題として位置づけられておるところでございま

す。

○阿部幸代君 今の説明の中の一九九八年中に新

たな決議を上げるということですが、その決議に

向かって日本政府はどんな対応を考えています

か。

○政府委員(小野元之君) 昨年十二月の会議でも

私どもはB案を支持したわけでございますけれど

い

くとも、コンピューターによってパソコンのことろに文字が出てきてそれが読める。あるいはまた、我々の会議録もそういうふうな形で国会議員だけには読めるようになりますが、何か非常に高度な電子図書館というものが研究されているようですが、これも、そういうものができれば著作権とういうものがまだそこに介在をしてくるということになりますが、その問題は別にして、電子図書館という問題、現在どの辺まで進んでいるのかと

いうことを最後にお聞きしたいと思います。

○阿部幸代君 映画ファンの一人として、総合的な芸術文化である映画を愛好し、日本映画の振興を願う立場から何点か質問したいと思います。

まず、W I P O の外交会議における日本政府の対応についてです。

W I P O 外交会議では、視聴覚的実演に関する実演家の権利は残念ながら生の実演の場合を除いて認められず、今後の課題となりました。第二週の公式会議で各國のステートメントが行われたそ

うですが、日本政府はどのように対応したのか説明していただきたいと思います。

○政府委員(小野元之君) 昨年末のW I P O の新規約を制定するための会議でござりますけれども、御指摘のように映像、映画の実演等につきましては権利保護は先送りになつたわけでございます。この外交会議でござりますけれども、私どもも関係官を派遣いたしまして、私どもなりに努力をしたのでございます。

この点に関しては関係各国でそれぞれ大変強い反対意見等もございました。

一九九八年中に新た

な条約を作成するということを決議いたしておりまして、国際的にも今後引き続き検討をすべき課題として位置づけられておるところでございま

す。

○阿部幸代君 今の説明の中の一九九八年中に新

たな決議を上げるということですが、その決議に

向かって日本政府はどんな対応を考えています

か。

○政府委員(小野元之君) 昨年十二月の会議でも

私どもはB案を支持したわけでございますけれど

い

も、アメリカの反対で採択されなかつたわけでござります。

これについて伺います。

識経験者の方々を含めて、望ましい方向を目指す

篠田正浩監督、大臣も御存じだと思うんです

ざります。これについては特にアフリカ諸国等も大変強い不満を持つたわけでございまして、ほかの諸国も、なぜレコードだけなのか、映像や映画もきちんと保護すべきだという声が非常に強いわけでございます。

一九八年末までに採択する旨の決議が行われておるわけでございます。これに向けましては、私どもの承知する限り、本年九月にはこの課題を検討していくための専門家の委員会が新たにW I P O の中に設置されるというふうに認識をしております。その中で審議、検討が開始されるというふうに思つておりますので、我が國といたしましてはこれに参加して、この専門家委員会における議論に積極的に参加をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○阿部幸代君 日本国政府がどういうスタンスで参加をするのかということが大変重要なことだと思つますけれども、視聴覚固定物にかかる実演家の経済的人格的権利の確立をというの長い間のいわば関係者の悲願で、ぜひとも日本政府としてリーダーシップを發揮していただきたいといふうに思います。

そこで、このリーダーシップを發揮するためにも国内法の整備が急務と考えるわけです。先ほどほかの委員からも質問がありましたが、もっと突つ込んでみたいと思うんですが、著作権法第九十一条と九十二条の関係で、この問題について私は昨年十二月の本委員会でも質問しました。映画俳優さんたちが映画会社と公平な契約関係に立てるように、第九十一条第二項、第九十二条第一項二号口を撤廃するべきではないか、こういう質問でした。

つまり、第九十三条第二項で、初めから実演家の録音権、録画権について映画の著作物においては適用しないとし、また九十二条第一項二号口を撤廃するべきではないか、こういう質問で、初めから実演家の放送権、有線送信権について映画の著作物については適用しないとされていました。これではそもそも公平な契約関係が

できぬのではないかという質問でした。

お話しのよう、それでは確かに公平ではない

じゃないかということでございますけれども、基

本的には私どもとしては、最初の出演契約の段階は二次利用あるいは三次利用も含めて一括の契約

は最初に映画に収録されるときだけ権利が及ぶと

いうことになつております。

ただ、この点につきましては、先ほど来申し上げておりますように、映画会社と俳優さんとの間の力関係といいますか、二次利用まで認めてほし

いという契約をぜひやってほしいということを言えれば、そんな難しいことを言うのであればほかにも俳優さんはいるからあなたは結構ですというふうに言われてしまつて、実演家の方としてはそれがなかなか主張しにくいという現実にはあります。

もう一つは、映画会社自体も非常に財政的に厳しい、苦しいということをごいませて、映画会社としてはそういう新しい権利を認めることに非常に否定的だという面もあるわけでございますけれども、私どもとしては、その点については両者できちんとした話し合い、あるいは両者に加えて学識経験者も加えて客観的、公平な立場から協議が進むようなことを考えていかなければいけないと思つてゐるのでございます。

私は、映画の二次的な利用と鑑賞のみではなくて、新しい映画の製作と鑑賞の活性化を心から願っています。映画館の入場者数が一億二千万人を切り、邦画の配収比率が三六・三%、九六年度の実績ですが、こういう現実を前に、このままで芸術文化振興基金なんですが、調べてみると、映画の製作活動助成というのは総額でわずか二億五千八百万円、これも九六年の実績です。長編映画九本分。つまり一本当たり二千五百万円程度にすぎない、本当に乏しい額です。政党助成金と比べてみると、私たちはもはつてないんですけれども、これは議員一人当たりに計算し直しますと四千万円からになるんですよ。それと比べて

金が集まらない、こういう日本は本当に情けない状態、これはスタートラインにおいてそもそも不公平だというふうに考えるわけです。ですから、現行法上、二次利用、再

タートラインを確立していただきたい。これは当然の主張、法理論だというふうに思つんで。後は力関係ですから、それはお互い努力するしかない世界になつていくというふうに思います。

最後に大臣に伺いたいんですけれども、日本映画の振興策についてです。

今村昌平監督の映画「うなぎ」が第五十回のカンヌ国際映画祭でグランプリを受賞したことが報道されて大変うれしく思つてますが、日本映画健在なりの思いを新たにした方もあるのではない

かというふうに思つてます。

私は、映画の二次的な利用と鑑賞のみではなくて、新しい映画の製作と鑑賞の活性化を心から願っています。映画館の入場者数が一億二千万人を切り、邦画の配収比率が三六・三%、九六年度の実績ですが、こういう現実を前に、このままで日本映画も映画産業も消滅しかねないと言われて久しく、思い切った支援策が求められているよう思ひます。

文化庁でもさまざまなどをやつております。例えば国立近代美術館のフィルムセントーの整備とか在外研修とか優秀映画の顕彰、あるいはことから新たに映画製作専門養成講座の開設、貴重な映画フィルムの修復を行うというように映画芸術の振興の施策を充実させてきたところであります。今、新たに映画の振興のための基金をつくることはどうかと、こういう御提案ですが、今直ちに新たな基金をつくるということは考えておりませんが、芸術文化振興基金の中で今お話しのとおり平成八年度も二億五千八百万円助成したところでありますが、いろいろな角度から映画製作に

す。 対するバックアップを考え、少しでも我が国映画芸術の振興を図っていきたいと考えております。

○江本孟紀君　この法律の提出理由というのは、この情報化の中で先ほどもお話をありましたようなデジタル化とかネットワーク化というようななことの進歩にどんどん利用形態が変化していく、それに対応するための法律ということで、改正される

ことについては当然賛成の立場であります。先ほども御質問がいろいろありましたけれども、この著作権ということ自体については、私も、こちらにおられる皆さんの中ではかなりかかわっている方ではないかということからいいますと、やはりこういった権利のことについてはしっかりとやつていただきたいと思います。

私、野球選手をやめた後に本を出したまして、これも相当売れまして、著作権料というか印税をいただいたんですけど、その後、外国とのことで言いますと、どこかちょっと国名前は言えませんけれども、あなたの本を翻訳して全部出したいというときに、その国は多分著作権に関しては日本との交流はなかったと思うんですね。

そこで 私はおしては ひとと 徒女 着てと 料については御好意で というようなことで、私も 料については御好意で というようなことで、私も もらわないまま、その國から招待もされないまま 終わってしまったんだですが、これもあと考えたら、もらつておきやよかつたなと思ひます。 それから、どうしても仕事柄いろいろなことをやりましたので、例えばレコードを吹き込んでみたり、それからドラマに出てみたり、生活するためには何でもやつたんですが、先ほどお話をありましたような映画の二次使用とか、ドラマ、それから時々やっていますプロ野球ニュースなんかでやる珍プレー好プレーとか、ああいつたものも随分私は出てくるんですよ、もう二十年ぐらい前のファルムが。そういうのもほとんどこちらに何も言つてこないです。

されているんじゃないかなと。たまたま制作会社によつては、こういつた番組を今度再放送しますけれども、使わしていくださいというようなことを好意的に言つてこられるところもあるんですよ。しかし全般的に何かいいかげんですね。

それから、ゴルフ番組を昔撮つたんですよ。そのとき出演料十万円が二十万円もらつたきり、あと一円もいただかなかつたんですけれども、全国のローカル局も含めて十年近くその放送をずっとしていたんですね。そのおかげで知名度が上がつて選挙に受かつたと思っていますけれども、それも全て選挙に受かつたところもあるんですよ。

だから、そういうことが個人的にもあつたものですから、著作権等にかかわることについても非常に関心はあるんですけど、しかし私ここで一番言いたいのは、知的所有権も含めて、これは権利といふか、知的所有権の柱になつているのはもともとは人権だと思うんですね。この人権そのもののことです。人権などといふことは、ほんとうに何を意味するか、何を守らなければいけないか、何を侵害するかなどといふことでもあります。この権利といふのはあるわけですね。

例えばの例を言いますと、別の人権は結構守られない。例えばプライバシーだとこういったことは、特にマスコミなんか解釈によつてはどんどん権利を侵していくようなことがいっぱいあるわけですね。一方ではそういうこともルーズ、それから個人の権利もルーズというようなことからいいますと、これは人権ということも含めた中での知識的・所有権といったものをもっと広く、先ほど林先生の方から学校等でどういう教育をされているかということがありましたが、私はもとと大人向けにも、文化庁の方からでもあれですかねども、どんどんこの権利ということに関しては広く啓蒙しなきやいかぬのじゃないかというふうに思つております。

文化庁が出された「知的所有権」という本、これは大変すばらしいと思います。今回の説明でも一番わかりやすかつたんです、これを読んでいる方が、いざれにせよ、こういつた啓蒙活動といふことをしっかりとやっていただきたい、そしてこの権

利を侵害した場合はこういう罰則があるよといううなことも十分知らせなきゃいかぬと思うんです。

そこで、ちょっと最後に一つだけ質問をさせていただきますけれども、日本の著作権侵害の罰則とそれから諸外国との量刑の比較というところを少しお尋ねしたいと思います。この前も特許侵害賠償の増額をしたというような記事もありました

けれども、こういったものを侵した場合には大変な罰則があるというようなことを少しお話をいただきたいと思います。

○政府委員(小野元之君) 著作権を侵害した場合の罰則でござりますけれども、実はさきの臨時国会にお願いいたしました著作権法の改正の中で、基本的に懲役三年、罰金であれば三百万円といふに従来の額を引き上げさせていただいたところでございます。

と比べてどうかということになりますが、例え
ばアメリカなんかでござりますと、こういつた故
意に侵害した場合の特許法によります賠償額とい

うのは我が國よりはるかに高い額になつてゐるといふに私ども承知をいたしております。お話しございました著作権思想をきちんと普及

していく。国民の皆さんか著作権を守るという気持ちを持つていていただくということは、実は私どもも両面があると思っておるわけでございまして、まず一つは、著作権自体が文化的財産でございま

まことに、著作物の権利が文化的財産として保護されることをめざす、まさに文化や産業の基本でござります。これをきちんと守っていくという正面からの施策といいいますが、保護の重要性を国民の皆様に理解してもらいたいと思います。

ていただくべく、さまざまな形でPRなり広報活動を続けていくことが一面では必要だと田畠さん。それからもう一面は、「お話し下さいまして」という、もしも景害した場合、「やまいかなり手

たゞ、私どもといたしましても、ほかの知的所
ひとく懲罰を受けるということを知つて、いたゞく
といふことも一つの方法だとは思うのでございま
す。

有権なり関連の罰金等の比較をいたしまして、前臨時国会で金額を引き上げさせていただいたばかりでございまして、これについては、今後またそちらの関連のものと比較いたしまして、やはり引き上げるべきだという時点が参りますれば、適切に対応していくたいというふうに考えておるところでございます。

○江本孟紀君 最後に一つお願ひします。

有権も含めて著作権、それからそれにかかる肖像権等も含めて、それからちょっと大槻の話でですけれども人権だとかプライバシーだとか、そ

いつたことに関する個人の権利と、いうものに対し
ては非常に信念が強いといいますか、そういうふた
ことを考えますと、日本人は平均してちょっとそ

ういうところが薄いんじゃないか?ということについて、もつと個人の権利を尊重するという立場であるべきだと思いますけれども、その点について

大臣にお聞きしたいと思します
○國務大臣(小杉隆君) 今お話しのとおり、著作権に対する国民の意識はまだまだ十分とは言えないと
思ひます。最近少しづつ高まってきてはおり

いと思ひます。また、國民意識を高めるためには國民に啓蒙をするということも必要だと思いますし、また今、江本さんが言われたように、何も言わな

いで使つちやうなどというようなところにはその当事者が抗議をしてアピールする、そういう姿勢も必要じゃないでしようか。

ただ、そうはいつても、力関係で放送局と実演家という関係からいってたら圧倒的に力の差があるわけですから、私は、やっぱりそういう力関係も

踏まえて文化行政の中でどうしていくべきか、そういう考え方で今後著作権の対応を考えていくべきだ、そういうふうに考えております。

○江本正紀君 ありがとうございました。
○堂本瞬子君 ダブる質問はこの際省略させていい
ただきまして、日本の著作権は大変精緻にできて
いるということも、江本さんのお話とは逆にある

というふうに聞いていますし、インターネットへの対応も非常に先端を行つてているというふうにも聞いております。やはり問題は、まさに江本委員が言われたみたいに、制度ができるいても運用する人がどれだけの倫理觀を持っているかということが一番問題じゃないか。私も大変侵害された経験を持つているので、非常に強くそう思つております。

著作権審議会の小委員会の報告を見ますと、今回問題になつていてるのは放送・送信に関する権利、これは著作者の經濟的の権利の放送・送信に関する権利と、それから実演者・レコード製作者の經濟的の権利の放送・送信に関する権利のところだけですけれども、それ以外にも大変多くの項目があるわけですが、これは今後どういうふうに対応される予定でしようか。

○政府委員(小野元之君) 現在のマルチメディアあるいはデジタル化、ネットワーク化の進展に伴いまして、時宜を失しないで適切な改正をすべきだということを私どもは基本的に考えておるわけですが、ございまして、著作権審議会にも検討をお願いしておるわけでございます。

お話しございましたように、今回法改正でお願いしておりますのは、先ほど大臣がパネルで御説明申し上げました主な点は二点でございますけれども、著作権審議会の検討経過報告に盛り込まれておるものの中でもまだ取り上げおりません、先ほどから議論が出ておりますコピー・プロテクション解除装置への対処の問題あるいは著作権管理制度の改ざんへの対処の問題につきましては、この小委員会の中にワーキンググループを設けまして、先ほど申し上げましたように既に検討を開始したところでござります。

その他の課題につきましても実は多くの課題を抱えておるわけでございまして、私どもいたしましては順次審議をお願い申し上げまして、議論が熟して関係者の御納得を得られたものから制度改正に順次取り組んでまいりたいというふうに考

べておるところでござります。

というふうに聞いていますし、インターネットへの対応も非常に先端を行つてているというふうにも聞いております。やはり問題は、まさに江本委員が言われたみたいに、制度ができるいても運用する人がどれだけの倫理觀を持っているかということが一番問題じゃないか。私も大変侵害された経験を持つているので、非常に強くそう思つております。

著作権審議会の小委員会の報告を見ますと、今回問題になつていてるのは放送・送信に関する権利、これは著作者の經濟的の権利の放送・送信に関する権利と、それから実演者・レコード製作者の經濟的の権利の放送・送信に関する権利のところだけですけれども、それ以外にも大変多くの項目があるわけですが、これは今後どういうふうに対応される予定でしようか。

は財団法人といふことも考えられると思いますけれども、そういう形でやるのか、あるいはまた別の違った形でやるのかということ自体も検討をしていかなければいけないと思つております。

現在は、先ほどから申し上げておりますように、試験的なモデルデータベースをつくる、そしてこのJCISの設立に向けてさらに取り組みをして研究、検討しておる段階でございます。

○長谷川道郎君 それでは最後に、新しい技術用語について概念を統一する必要があるのではないかということでお伺いいたしたいと思うわけであります。

これは法制局の問題でしようが、この法案の中で非常に漢字が長くつながる語句がたくさんござります。無理やり片仮名を漢字に直したというようなことであつたと思うんですが、概念さえ統一できれば片仮名であつても私はいいんじゃないかなと思うんです。例を申し上げますと、この中で、サーバーというのが自動公衆送信装置、漢字が八つもつながりますが、この自動公衆送信装置を英語で訳したら絶対サーバーには戻らないと思うんです。ですから私は、先ほどこの法案も拝見いたしました、そのうち文化庁はマウスをネズミと訳されるんじゃないかといささか心配をいたしております。

というのは、先ほど大臣も次長の御答弁も盛んにサーバー、アップロードという答弁をされていました。しかし、きょうの審議でもこの法案でも、アップロードが送信可能化権であるという定義は一切ないわけです。しかし、そんなことを言つてもここでは仕方のない話であります、法第三十条にはデジタルというのが既に出ておりました。インターネットというような余り概念が統一されていないものを直ちに法律に記載、登載するというのは問題かもわかりませんが、非常にわかりにくい法律であることは確かであります。御答弁というより御感想を承ります。

○政府委員(小野元之君) 大変もつともな御指摘でございまして、私ども実は正直言つて悩んだの

でございます。先生方に御説明するときは、片仮名のものを持つていくと、片仮名でわかりにく

い、日本語にするともととわかりにくいといつてが生じておつたわけでございまして、お話をございましたように、送信可能化権につきましては、一般的にはアップロードと言う方がわかつていただくなっています。

ただ、現在、私どもの法令の規定でございま

すけれども、社会生活の規範として国民にこれを守つていただきなければならないということです。

他方、法令にはもう一つの要素がございまして、厳格に適用しなければいけない。それに違反すれば罰則があつたり具体的な権利が侵害され

りするわけでござりますから、適用範囲等もき

づつながらりますが、この自動公衆送信装置を英語で訳したら絶対サーバーには戻らないと思うんです。ですから私は、先ほどこの法案も拝見いたしました、そのうち文化庁はマウスをネズミと訳されるんじゃないかといささか心配をいたしております。

これらの方も私も十分承知をしておるわけでござりますけれども、大変今回の改正はわかりにく

いではないかというおしゃりをいたいでいるのも事実でございます。ただ、インターネットがこれだけ進んでおります中で、お話をございま

す。なお、審査報告書の作成につきましては、これ

を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(清水嘉与子君) 御異議ないと認めま

す。

五月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第一二二一六号)

一、地域スポーツ環境の整備充実のためのス

ポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一二二一七号)

一、地域スポーツ環境の整備充実のためのス

一、スポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一二七四号)(第一二七六号)	紹介議員 平井 卓志君
一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一二七七号)	この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。
一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第一二七八号)(第一二八一号)	第一一二二二号 平成九年四月二十五日受理
一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一二九二号)	一、スポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三六二号)(第一三六三号)
一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一二八三号)	一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三六四号)
一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第一二八四号)(第一二八五号)(第一二八六号)	一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三六五号)(第一三六七号)
一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一二九八号)(第一三〇一号)	一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三六八号)(第一三七二号)
一、スポーツ振興財源の確保に関する請願(第一三四四号)	一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三七三号)
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三四七号)	一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三七四号)
一、スポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三四八号)	一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三七七号)
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五〇号)	一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三七八号)
一、スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのスポーツ振興くじの実現に関する請願(第一三五五号)	一、スポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三七九号)(第一三九二号)
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五三号)(第一三五四号)	第一一二一五号 平成九年四月二十五日受理
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五五号)	スポーツ振興財源の確保に関する請願 請願者 神戸市灘区千旦通三ノ五ノ九 前
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五七号)	紹介議員 鴻池 野幸子 外七十九名
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五九号)	この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五九号)	第一一二二六号 平成九年四月二十五日受理
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五九号)	スポーツ振興財源の確保に関する請願 請願者 福岡県大牟田市笹原町一ノ五五 矢野賢市 外十七名
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五九号)	紹介議員 木庭健太郎
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五九号)	この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五九号)	第一一二三〇号 平成九年四月二十五日受理
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五九号)	スポーツ振興財源の確保に関する請願 請願者 東京都江東区亀戸四ノ四五ノ一五 行木恭子 外四百四十五名
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五九号)	紹介議員 小野 清子
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五九号)	この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五九号)	第一一二三三号 平成九年四月二十八日受理
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五九号)	スポーツ振興くじの実現に関する請願 請願者 香川県高松市錦町一ノ一五ノ六 中村昇 外三名
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五九号)	紹介議員 平井 卓志君
一、地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願(第一三五九号)	この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第一一二三四号 平成九年四月二十八日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 東京都港区白金二ノ一ノ一ノ七〇

五 飯沼壽夫 外九名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一一二三五号 平成九年四月二十八日受理
スポーツ振興財源の確保に関する請願

請願者 東京都台東区浅草橋四ノ一ノ二

三星勲 外六百三十四名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一一二三八号 平成九年四月二十八日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 長崎市岩見町二二一ノ一八 木津

逸人 外二名

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。
第一一二三九号 平成九年四月二十八日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 奈良県高市郡高取町下子島三一五
嶋田良文

紹介議員 服部三男雄君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。
第一一二四五号 平成九年四月三十日受理
スポーツ振興財源の確保に関する請願

請願者 東京都新宿区西落合一ノ二九ノ三

小林秀夫 外九百二十九名

紹介議員 平田 健二君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。
第一一二五六号 平成九年五月一日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町四ノ二

一ノ一二 鈴木英久 外五名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。
第一一二五六六号 平成九年五月一日受理
スポーツ振興財源の確保に関する請願(二通)

請願者 東京都墨田区自由が丘三ノ八ノ二

一 魚見秀男 外千六十三名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。
第一一二五六八号 平成九年五月一日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス

ポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 愛媛県松山市井門町一、一三九

岡田己宜 外五名

紹介議員 野間 越君

この請願の趣旨は、第一〇一二四号と同じである。

紹介議員 永田 良雄君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第一〇一二四号と同じである。

第一一二四二号 平成九年四月二十八日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振興くじ制度の創設に関する請願

請願者 群馬県勢多郡赤城村大字見立四四

森康雄 外四名

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一一二四三号 平成九年四月二十八日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためにス

ポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井台三ノ二七ノ

一六ノ四一 佐々木秀幸 外五

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一一二五二号 平成九年四月三十日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 大分市富士見が丘一区六四 佐

藤喜一 外四名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一一二五七号 平成九年四月三十日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市上三橋町二六五

上田彰夫

紹介議員 吉田 之久君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一一二七四号 平成九年五月二日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 横浜市旭区二俣川一ノ六四ノ一

森野健一 外五名

紹介議員 松村 龍二君

この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第一一二七二号 平成九年五月二日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願(二通)

請願者 福井県南条郡南条町上手吹三八ノ

一六 平澤治男 外七十八名

紹介議員 成瀬 守重君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一一二七七号 平成九年五月二日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願(二通)

請願者 横浜市田谷区北烏山七ノ五ノ一

森野健一 外五名

紹介議員 菊池章 外五名

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一一二七八号 平成九年五月二日受理
地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願(二通)

請願者 東京都大田区田園調布四ノ六ノ七

水野正人 外千五百五十名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。

第一二八一号 平成九年五月二日受理 スポーツ振興財源の確保に関する請願 請願者 福井県武生市国高三ノ二二ノ四九 泰円澄法嗣 外十七名	紹介議員 山崎 正昭君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一二八三号 平成九年五月六日受理 スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス ポーツ振興くじの実現に関する請願(二通) 請願者 東京都世田谷区上用賀一ノ一〇 四 長谷川泰造 外九十一名	紹介議員 関根 則之君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一二八四号 平成九年五月六日受理 スポーツ振興財源の確保に関する請願(二通) 請願者 埼玉県大宮市宮原町一ノ六四四メ ルロBノ一〇一 寺島健 外百三十二名	紹介議員 関根 則之君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一二八五号 平成九年五月六日受理 スポーツ振興財源の確保に関する請願(二通) 請願者 神戸市中央区港島中町六ノ二一〇一 谷 益之 外百八十一名	紹介議員 関根 則之君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一二八六号 平成九年五月六日受理 スポーツ振興財源の確保に関する請願(二通) 請願者 兵庫県三木市緑が丘町東二ノ一 〇ノ七 森田幹雄 外三百二十六名	紹介議員 金本 邦茂君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一二八七号 平成九年五月六日受理 地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振 興くじ制度の創設に関する請願 請願者 福島県郡山市菜根一ノ一七ノ一 五十嵐芳三 外五名	紹介議員 小野 清子君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一二九一号 平成九年五月六日受理 スポーツ振興財源の確保に関する請願 請願者 長野市三輪二ノ三ノ四ノBノ一 〇一 宇田川健 外九名	紹介議員 北澤 俊美君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一二九八号 平成九年五月六日受理 スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス ポーツ振興くじの実現に関する請願 請願者 山梨市上岩下一四一ノ五 藤木成 弘 外百六十四名	紹介議員 及川 順郎君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一三〇一号 平成九年五月六日受理 スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス ポーツ振興くじの実現に関する請願 請願者 新潟市牡丹山一ノ七ノ四 増子春 夫 外二十四名	紹介議員 真島 一男君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一三四四号 平成九年五月六日受理 スポーツ振興財源の確保に関する請願 請願者 東京都府中市西原町四ノ二三ノ二 一 鈴木祐一 外四十四名	紹介議員 小野 清子君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一三五二号 平成九年五月七日受理 スポーツ振興財源の確保に関する請願 請願者 札幌市東区北十八条東一九丁目 高木孝章 外十八名	紹介議員 高木 正明君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一三五三号 平成九年五月七日受理 スポーツ振興財源の確保に関する請願 請願者 札幌市東区古石場二ノ一ノ九ラ ヴィル恒和四〇三 奥三千子 外五名	紹介議員 高木 正明君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一三五六号 平成九年五月七日受理 スポーツ振興財源の確保に関する請願 請願者 川崎市宮前区けやき平一ノ一 四〇一 青津浩平 外百五十名	紹介議員 平野 貞夫君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一三六一号 平成九年五月七日受理 スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス ポーツ振興くじの実現に関する請願 請願者 東京都世田谷区野沢二ノ七 二ノ七〇三 田辺三男 外三十三名	紹介議員 関根 則之君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一三五五号 平成九年五月七日受理 地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振 興くじ制度の創設に関する請願 請願者 大分市中春日七ノ二二 園田龍吉	紹介議員 太田 豊秋君 この請願の趣旨は、第一〇四六号と同じである。
第一三六二号 平成九年五月七日受理 地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振 興くじ制度の創設に関する請願 請願者 大分市中春日七ノ二二 園田龍吉	紹介議員 釣宮 鋼君 この請願の趣旨は、第一〇二二号と同じである。

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 神奈川県厚木市水引二ノ一一ノ六

ノ一四二 清水敏信 外四名

紹介議員 岡部 三郎君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三六三号 平成九年五月七日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 東京都町田市大蔵町二〇ノ一 碓

井進 外九名

紹介議員 斎藤 文夫君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三六四号 平成九年五月七日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス

ポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 東京都江東区辰巳一ノ九〇六二ノ一

一〇七 須藤義雄 外四名

紹介議員 風間 裕君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三六五号 平成九年五月七日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 山形市西田一ノ一五〇一七 井上 孝三 外四名

紹介議員 阿部 正俊君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三七一号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 兵庫県西宮市北昭和町五ノ二六

和田晋太郎 外四名

紹介議員 菊尾 長司君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三七二号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原二ノ四二ノ一

四 降旗信一 外十七名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス

ポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 群馬県高崎市倉賀野町三、一九九

岩井賢太郎 外二百名

紹介議員 山本 一太君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三七二号 平成九年五月八日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス

ポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 東京都世田谷区玉川三ノ三ノ一二

玉川ガーデンハイツ五〇五 細井 永寿 外十名

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三七三号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡山町東俣三、七

九二 稲田敏文 外四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三七四号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 前屋敷A P二〇二 吉村才彦 外三名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三七五号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 志村 哲良君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三七六号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 兵庫県西宮市北昭和町五ノ二六

和田晋太郎 外四名

紹介議員 菊尾 長司君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三八五号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 東京都千代田区一番町五ノ一ノ二

〇三 上野一雄 外十一名

紹介議員 江本 孟紀君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三八九号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡竜王町玉川五五三

一 藤本保彦 外百五十二名

紹介議員 志村 哲良君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三九〇号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡秋山村一二、一七

川村皓章 外十五名

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三九一号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 山梨県南都留郡松浪二ノ一ノ二

高田三郎 外百十五名

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三九二号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原二ノ四二ノ一

四 降旗信一 外十七名

紹介議員 志村 哲良君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三八五号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 東京都港区西麻布二ノ二四ノ六マ

グノリア四〇一 村本健二 外十

紹介議員 駒 浩君

この請願の趣旨は、第一〇一二号と同じである。

第一三八六号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 千葉県佐倉市白銀四ノ二二ノ一三

海づ冴文 外三十八名

紹介議員 小野 清子君

この請願の趣旨は、第一〇二四六号と同じである。

第一三七八号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実への支援体制の確立を図るためのス

ポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市松浪二ノ一ノ二

高田三郎 外百十五名

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一三八九号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡秋山村一二、一七

川村皓章 外十五名

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一三九〇号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡竜王町玉川五五三

一 藤本保彦 外百五十二名

紹介議員 志村 哲良君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

第一三九一号 平成九年五月八日受理

地域スポーツ環境の整備充実のためのスポーツ振

興くじ制度の創設に関する請願

請願者 鹿児島市武岡五ノ一八ノ一五 遠

請願者 鹿児島市武岡五ノ一八ノ一五 遠

紹介議員 志村 哲良君

この請願の趣旨は、第一〇二四号と同じである。

紹介議員 屋菊男 外四名
井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第一〇一二二号と同じである。

第一三九一号 平成九年五月八日受理
スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス
ポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 島根県松江市古志原四ノ一五ノ二

九 永瀬慎橋 外四名

紹介議員 景山俊太郎君

この請願の趣旨は、第一〇一二四号と同じである。

第一三九二号 平成九年五月八日受理

スポーツ充実への支援体制の確立を図るためのス
ポーツ振興くじの実現に関する請願

請願者 千葉県柏市布施一、四〇六ノ一

後藤真知子 外四名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第一〇一二四号と同じである。

第十号中訂正

ペジ 段 行 原 文
五 二 七 三万七千五百 訂正文
一万四千

平成九年五月二十九日印刷

平成九年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D